

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2015年11月 - 12月

中国税関、中・韓ならびに中・豪と自由貿易協定(FTA)を公布、実施

税関総署は、2015年12月18日付けで「中華人民共和国とオーストラリア政府の自由貿易協定の実施に関する公告」および「中華人民共和国と大韓民国政府の自由貿易協定の実施に関する公告」を公布し、中・豪FTAおよび中・韓FTAを2015年12月20日から正式に実施すると宣言した。また同時に、当該協定に関する原産地証明書、原産地管理方法、ならびに特殊貨物のリストも公表した。中豪FTAおよび中韓FTAの実施は、中国貿易の一層の自由化を促すだけでなく、製造業、ロジスティクスなどの貿易分野の成長も促すことになる。とりわけ中韓FTAは、中国がこれまでに締結した二国間FTAにおいて、最も広範囲でかつ国別の貿易額も最大のFTAであり、関連企業の成長や発展に極めて重要な役割を担うことになる。

上記テーマの概要と分析は、KPMG Chinaが作成したチャイナタックスアラートに掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Pages/China-tax-alert-1504-07-Preparing-for-implementation-of-China-ROK-FTA.aspx>

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Pages/China-tax-alert-1506-14-ChAFTA-Officially-Finalised-and-Signed.aspx>

中国、EUとAEO相互承認制度を実施

中国税関およびEU税関は、2015年11月1日からAEO相互承認制度を正式に実施することを決定した。当該制度は、EU税関側が、中国税関認定の高級認証企業を中国の認定事業者(AEO事業者)として受け入れるものであり、また中国税関側は、EU税関認定のセキュリティとセーフティを備えた促進措置の対象事業者(AEOS)、通関手続きが簡便に享受できる事業者認可、さらにはAEOSと併用の事業者(AEOC/AEOS)について、EUのAEO事業者として受け入れるものである。中国とEU双方の税関当局は、相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対する検査、モニタリングのリスク評価など、諸手続きの簡素化やセーフティ貿易に不可欠なパートナーの身分承認、貨物取り扱いの優先的な通関システム、貿易の円滑化の確保など利便性の高い優遇措置を講じることになる。

中国税関、加工貿易の作業指示書式照合抹消手続きを実施

税関総署は、2015年11月5日付けで第53号公告を公布し、加工貿易の作業指示書式照合抹消に関連する事項を公表した。作業指示書式照合抹消とは、加工貿易企業が、税関に通関申告書、通関申告リストデータ、企業のERPシステム(企業資源計画システム)内にある作業指示書データを送付し、その後、税関が、通関申告書と合致する通関申告リスト内の品番および生産用作業指示書について資材消費高を基にした電子台帳を作成し、マテリアルコードが付されている資材、半製品、完成品の入荷、出庫、消費、移転、保存の状況に基づいて、加工貿易の資材、半製品・完成品に対して計算、照合抹消を行う税関管理制度である。この新制度により、企業の実際の在庫有りと税関の理論在庫との差異を効果的に縮小し、加工貿易におけるコンプライアンスリスクの低減化を促すと期待されている。その一方、企業内部における通関事務と管理に対し一層高いレベルを求めている。

上記テーマの概要と分析は、KPMG Chinaが作成したチャイナタックスアラートに掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Japanese/Documents/China-tax-alert-1511-32-j.pdf>

中国税関、加工貿易禁止類商品目録を見直し

税関総署および商務部は共同で、2015年11月10日付け第59号公告を公布した。これにより、「商務部・税関総署2014年第90号公告」に記載された加工貿易禁止類商品リストから、国家産業政策に適合し、高エネルギー消費・高汚染製品に該当しない製品、ならびに高度な技術力を要する製品の計11品目の10桁の商品コードが削除された。このため、関連企業は、環境保全と生産能力の基準を満たすことを前提にして、削除された商品に対する加工貿易による申請に十分に注意しなければならない。

特惠貿易協定(PTA)に基づく直接運輸の証明書類に該当する書類に関する規定

税関総署は2015年12月7日付けで第57号公告を公布した。これにより、輸入業者は、香港又はマカオ以外の第三国を経由して輸入する物品に対し、協定税率あるいは特惠税率の適用を申告する場合、税関に輸送証明書類に該当する書類から一点を提出することで、経由地の税関が発行する証明書類を別途提出する必要性がなくなる。また、原産地電子データの交換を既に実現した「兩岸経済協力枠組協議」(ECFA)などの実施に伴い、コンテナ輸送貨物についても、貨物輸送の過程でコンテナ番号(Container No.)、あるいはシール番号(Seal No.)に変化がないことを証明できるトータルプロセス証明書類を提出することもできる。FTAに定められた優遇税率を適用する企業ならびに国際総合物流業者・フォワーダーは、これらの情報に留意して、現行の業務フローを見直す必要がある。

税関特殊監督管理区域内の保税メンテナンス業務にモニタリング規則

税関総署は、2015年12月11日付けで「税関特殊監督管理区域内における保税メンテナンス業務の関連監督管理問題に関する公告」(税関総署[2015]59号)を公布した。同公告は、保税地域および規定に合致するその他の地域において、保税状態でメンテナンス待機の貨物を、中国国外から該当の地域内まで輸送して、検査、メンテナンスを施した後に再度輸出する場合に適用される。

上記テーマの概要と分析は、KPMG Chinaが作成したチャイナタックスアラートに掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/China-tax-alert-1512-35-Announcement-on-Regulatory-Issues-in-Special-Customs-Supervision-Zone.pdf>

2016年の関税実施案の公布

国务院の関税規則委員会は、2015年12月29日付けで「2016年の関税実施案」(2016年1月1日より施行)を公布した。このため、企業は今回の新関税実施案の変更点について、関係製品に及ぼすであろう影響に留意して、事前に対応策を講じておく必要がある。

上記テーマの概要と分析は、KPMG Chinaが作成したチャイナタックスアラートに掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/China-tax-alert-1512-33-MOF-issued-Notice-on-Tariff-Adjustment-Plan-2016.pdf>

税関の行政審査手続きオンライン処理のプラットフォームの稼働開始

税関総署は2015年12月30日付けで第70号公告を公布した。これにより、2015年12月31日から申請、入力、照合、統計等の機能を備えた税関行政審査のインターネットプラットフォームが稼働した。今後は、行政審査事項の承認・許可の直接申請、ならびに適時に申請手続きの進行状況又は審査結果の問合せが可能となる。なお、同プラットフォームの稼働開始後も、各税関現場の現行手続きモデルは引き続き継続することから、申請者は、従来通りに税関現場で紙媒体による行政審査手続きも行える。

中国税関、香港・マカオ・台湾を含むグレーターチャイナとの特惠貿易協定における原産地証明書の提出に関する要求を簡素化

税関総署は2015年12月31日付けで第71号公告を公布した。同公告は、特惠貿易協定のより円滑な実施を図るため、原産地の電子データ交換を実現させて特惠貿易協定における原産地証明書の提出要求を簡素化した。これにより、輸入業者は今後、原産地電子データの交換を既に実施している「中国大陸部と香港の緊密な経済・貿易関係構築に関する規定」「中国大陸部とマカオの緊密な経済・貿易関係に関する規定」ならびにECFAなどの特惠貿易協定による輸入貨物申告を行う場合も原産地証明書(正本)の提出が不要となる。但し、税関が必要と認める場合、輸入業者は関連する原産地証明書(正本)を提出しなければならない。

各地域の税関政策の最新動向

広州税関は、12月16日付けで第11号通告を公布した。これは、同税関管轄の佛山税関において、「インターネット + 簡便な通関手続き(インターネットの活用で通関手続きを容易にする)モデル」から、企業に対しインターネット上のプラットフォームを利用した

輸出入貨物の通関手続きを推進するものである。

青島税関は、12月27日付けで第6号公告を公布した。これは、2015年12月28日から全国の税関で登記・許可を取得した通関業者は、中国電子港(中文:中国電子口岸、日本のNACCSに類似するもの)の事前入力システムを通じて、青島税関に対して通関手続きを行うことができる。

上海税関は、2015年11月17日付けで第13号「フォーミュラ方式で価格決定された輸入貨物の届出管理に関する公告」を公布し、今後、同方式によって価格決定された輸入貨物に対する届出管理を実施する。

天津税関は、2015年12月17日付けで第38号「通関書類のペーパーレス化に関する公告」を公布し、通関書類のアップロード作業の簡素化の問題を明確にして、通関申告書ならびに附属文書などのペーパーレス化を促進させる。これは企業の紙媒体の証明書類のスキャンおよびアップロード作業の負担軽減を目的とするものである。

チャイナータックスアラートの最新号

税関総署、作業指示書式照合抹消手続き実施を公布

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Japanese/Documents/China-tax-alert-1511-32-j.pdf>

財政部、「2016年の関税調整案に関する通知」を公布

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/China-tax-alert-1512-33-MOF-issued-Notice-on-Tariff-Adjustment-Plan-2016.pdf>

税関、貿易の安定成長を促すための新措置を公布

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/China-tax-alert-1512-34-Customs-Authorities-Promote-Foreign-Trade.pdf>

「税関特殊監督管理区域内における保税メンテナンス業務に監督管理問題に関する公告」を公布

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/China-tax-alert-1512-35-Announcement-on-Regulatory-Issues-in-Special-Customs-Supervision-Zone.pdf>

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7610

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7054

Helen Han 韓滢
Director ディレクター
Email: h.han@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7627

Lisa Li 李輝
Partner ディレクター
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7638

Central and Eastern China 華中・華東地域

Anthony Chau 周咏雄
Partner パートナー
Email: anthony.chau@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3206

Yasuhiko Otani 大谷泰彦
Partner パートナー
Email: yasuhiko.otani@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3360

Jie Xu 徐潔
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3678

Dong Cheng 董誠
Director ディレクター
Email: cheng.dong@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3410

Sothern China 華南地域

Daniel Hui 許昭淳
Partner パートナー
Email: daniel.hui@kpmg.com
Tel: +852 2522 7815

Lilly Li 李一源
Partner パートナー
Email: lilly.li@kpmg.com
Tel: +86 (20) 3813 8609

Vivian Chen 陳蔚
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: +86 (20) 3813 1198

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2015 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.